

## 磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」(以下「いそっぴ」という。)の使用を認める場合に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「いそっぴ」とは、磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」の基本デザイン(別図)のことをいう。

### (使用)

第3条 次の各号に掲げる目的のいずれかに使用される場合を除き、公序良俗に反しない限り、何人も使用することができる。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動に使用する場合
- (2) 特定の団体や個人のシンボルに使用する場合
- (3) 営利目的に使用する場合

### (使用申請)

第4条 いそっぴの使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ「磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」使用申請書」(様式1)に必要事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及び磯子まつり振興委員会がその業務の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 磯子まつり振興委員会より磯子まつりイベントの名義使用の承認を受けた者が、当該名義使用に係る事業を運営するために使用する場合
- (4) その他区長が特に認めるとき

### (使用承認)

第5条 区長は、「磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」使用申請書」を受理したときは、その内容を審査し、いそっぴの使用の適否及び条件を決定する。決定内容は「磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」使用承認通知書」(様式2)によって申請者に通知する。

2 区長は、前項の審査のため又は前項で審査した事項を確認する必要があるときは、いそっぴの使用の承認を受けようとする者又はいそっぴの使用の承認を受けた者に対して、資料等の提出を求めることができる。

### (使用上の遵守事項)

第6条 いそっぴの使用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途以外には使用しないこと
- (2) いそっぴのデザインは別図に定めるとおりとすること

- (3) 磯子区及びいそっぴのイメージを傷つける方法では使用しないこと
- (4) 承認された内容は、譲渡や転貸できないこと
- (5) その他、区長がいそっぴを適正に運営するために必要と判断した調整事項について、協力する努力をすること

(使用料)

第7条 いそっぴの使用を承認した場合の使用料は無料とする。

(計画変更等の届け出)

第8条 いそっぴの使用の承認を受けた後に、使用方法その他、当該承認に係る事項に変更（中止を含む）があったときは、直ちに書面でもって区長に届け出なければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認め、変更の届け出を要しないものと判断した場合はこの限りではない。

(承認の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、いそっぴの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認に係る事項を中止したとき
- (2) 承認に係る事項が名義使用をすることが適さないものに変更されたとき
- (3) 承認を受けた者がこの要綱に違反したとき
- (4) 虚偽の申請を行ったとき
- (5) その他、名義使用の継続が不相当であると認めるとき

(使用期間)

第10条 いそっぴの使用期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 前項の規定は、継続申請を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、いそっぴの名義使用に関して必要な事項は、区長が別に定める。

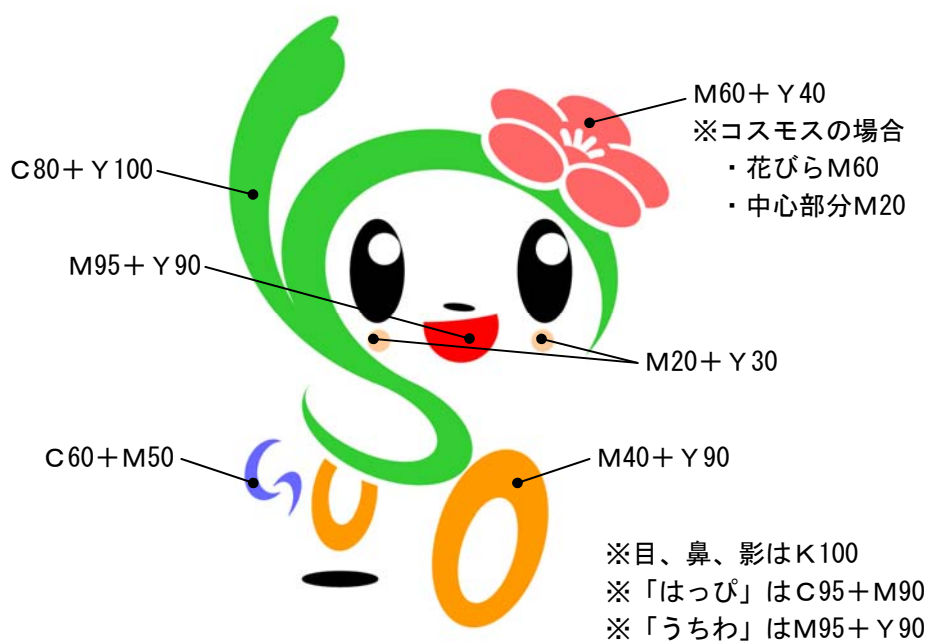
附 則

1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。

## いそっぴデザイン基準

### 1 色指定

いそっぴの色指定は次のとおりとする。



### 2 キャラクター名の表記

いそっぴを印刷物、ウェブサイト、映像、グッズ等の媒体に利用する場合は、隣接する位置にキャラクター名（磯子区マスコットキャラクター「いそっぴ」）を表記すること。

#### 【表記例】



磯子区マスコットキャラクター  
いそっぴ



磯子区キャラクター「いそっぴ」

### 3 仕様変更の厳禁

いそっぴの仕様（縦横比、色、形状等）の変更は行わないこと。反転使用不可。

#### 【誤った使用例】



### 4 使用可能ポーズ

